2020年5月13日

各位

株式会社みちのく銀行

インターネット照会サービス利用規定の改定のお知らせ

平素より、みちのく銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

今般、電子決済等代行業者とのサービス連携に伴い、インターネット照会利用規定を2020年6月1日付で改定いたします。

1.主な改定内容

（1）電子決済等代行業者のサービス利用に係る条項の新設

新旧対照表（抜粋）

新	旧	備考
附則 1. 電子決済等代行業者のサービスの利用 （1）契約者は、当行が契約を締結している電子決済等代行業者のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、当該電子決済等代行業者に当行所定の利用口座情報、認証情報および合言葉を開示することができます。なお、当行は当該電子決済等代行業者の信頼性等について責任を負うものではなく、当該電子決済等代行業者に開示した当行所定の利用口座情報、認証情報および合言葉を用いた不正払戻しによる被害については当行が補償規定を設けている場合でも当行による補償の対象にはならないものとし、契約者は当該電子決済等代行業者から補償を受けるものとします。 （2）契約者が当行所定の利用口座情報、認証情報または合言葉を開示していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、当該サービスの解約および認証情報および合言葉の変更を行うものとします。	規定なし	（新設）

2.改定日

2020年6月1日

以上